

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.149

No.149 2019.5.20

■ILO ハラスメント禁止条約を批准しよう！～ハラスメント対策後進国と呼ばれないために～ 4・25 集会開催

日本労働弁護団では、4月25日に標記の集会を開催しました。折しも同日午前中、労働施策総合推進法に事業主に対するパワハラ防止措置義務の新設を盛り込んだ女性活躍推進法等の改正法案が衆議院を通過。

連合の井上久美枝総合男女・雇用平等局長は、昨年のILO総会での日本政府の消極的な姿勢を批判する一方、衆議院の附帯決議にILO条約の採択支持と条約成立後の批准に向けた検討を行うべきと盛り込まれたことを受けて、声を上げていくことの重要性を強調しました。

また、LGBT法連合会共同代表の池田宏さんは、「ホモって気持ち悪い」といった性的指向・性自認を理由とするSOGIハラスメントやアウティングが職場で横行している現状を報告。Business Insider Japanの竹下郁子記者からは、OB訪問で酒を飲まされてホテルや自宅に連れ込まれるなどの



深刻な就活セクハラが報告されました。衆議院の附帯決議で、これらのハラスメントについても指針で対策を定めるべきとされたことは評価できます。

ジャーナリストの白河桃子さんからは#WeTooにおける経営者に対するハラスメント対策啓発活動をご紹介いただき、新聞労連の南彰委員長からは、メディアにおけるセクハラアンケート結果や組合としての相談対応活動をお話いただきました。

日本労働弁護団からは、あらゆるハラスメントを対象とし、措置義務だけでなく禁止規定も設けたハラスメント防止法制定の必要性、幅広いハラスメント対策を求めるILO条約を批准すべき重要性を呼びかけました。集会アピールは、日本労働弁護団HPでご覧いただけます。

■東京レインボープライド 2019 で法律相談を実施

4月28～29日、代々木公園で東京レインボープライドが開催され、約20万人の参加で盛り上がりました。日本労働弁護団は、連合と全国ユニオンが設置した労働相談ブースに、相談員として参加しました。

労働相談ブースには、レズビアンであるという性的指向が職場の中で噂になり困っているといった相談や就職活動におけるアドバイスなどを求めて約30件の相談が寄せられました。

[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階
TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790